

平成 29 年度の障がい福祉に関する新規事業の概要

1 障がい者相談支援センターの人員増

平成 30 年 4 月に、現在の障がい者相談支援センターを基幹型へ移行することを目的とし、その準備にあたる人員を一人増員する。また、この増員した者については、基本的には計画相談を受け持たないこととする。

2 配食サービス

高齢者向けに実施している配食サービスを、障がい者向けにも実施する。

(1) 目的 (案)

安否確認及び健康維持の一助とするため。

(2) 対象者 (案)

障がいのある人（がいる世帯）で、福祉サービス等での支援など他の事業での支援が難しい方

3 ながふく障がい者プランの改訂

平成 29 年度末で計画策定から 3 年が経過し、第 4 期障がい福祉計画の改訂時期を迎えるため、第 5 期障がい福祉計画の策定を行う。また、それに合わせ、第 3 次障がい者基本計画の中間見直しも行う。それと、法改正により各市町村に策定が必要となった「障害児福祉計画」もながふく障がい者プランに盛り込む形で策定する。

4 障がい児保育の拡大

長湫南保育園での受け入れ開始

5 個別訪問調査

平成 28 年度にも実施したが、平成 29 年度も上の年代から順次実施する。

(1) 目的

障害者手帳を所持しているが、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用しておらず、避難行動要支援者登録台帳に未登録であり高齢者実態把握調査の対象ではない人の現状について調査を行い、生活に困窮している人や困っているながら支援が受けられていない人を早期発見し、問題が大きくなる前に対応することを目的とする。

(2) 対象者

以下のいずれにも該当する者

- ア 障害者手帳所持者
- イ 障害福祉サービスの利用がない者
- ウ 介護保険サービスの利用がない者
- エ 避難行動要支援者登録台帳に未登録の者
- オ 高齢者実態把握調査の対象者ではない者
- カ 18歳以上の知的・精神障がい者